

# 令和6年度建設事業現場代理人向け 説明会

---

令和6年  
留萌労働基準監督署



For people, for life, for the future



---

# 第14次労働災害防止計画について



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5か年計画

## ◆ 計画のねらい(北海道労働局版)

- ◆ 労働者等の関係者が安全衛生対策について**自分の責任を認識**したうえで取り組むこと。
- ◆ 安全衛生に取り組む**事業者が社会的に評価される環境**を作り出すこと。

## ◆ 計画の目標(北海道労働局版)

- ◆ 死亡災害を10%以上減少させる。
  - ◆ 死傷災害を減少に転じさせる。
- ※ どちらも2022(令和4)年との比較



## 第14次労働災害防止計画

- ◆ 計画の目標(北海道労働局版・建設業について)
    - ◆ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%(総合建設業については90%)以上とする。
  - ◆ 上記目標の達成により
    - 建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して20%以上減少させること**
- を期待される効果として想定し、計画で定める実施事項の効果を検証する指標として設定している。



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
2. 重点業種における労働災害防止対策の推進  
(建設業、小売業・社会福祉施設)
3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
6. その他の労働災害防止対策の推進  
(陸上貨物運送事業、製造業、林業)
7. 労働者の健康確保対策の推進
8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

#### ◆ 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、**墜落制止用器具**の確実な使用、**はしご・脚立等**の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。
- 墜落・転落災害の防止に関する**リスクアセスメント**に取り組む。
- 車両系建設機械等との接触防止、**移動式クレーン**の荷の落下及び転倒災害の防止、土砂崩壊災害防止に取り組む。



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

#### ◆ 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと（つづき）

- 「**エイジフレンドリーガイドライン**」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取り組みを進める。
- 労働者の**熱中症**を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。
- 労働者の**振動障害**を防止するため、「振動障害総合対策要綱」によりの確な指導を行い、振動工具の3軸合成値に基づく使用限度時間の徹底を図る。



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

#### ◆ 局署が行うこと

- 局署においては、集団指導及び個別指導等で、高所作業時における**要求性能墜落制止用器具**の適切な使用を周知徹底する。また、法改正された**足場の点検**の確実な実施、**一側足場の使用範囲**の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化が図られた際に周知するとともに、**屋根、はしご、脚立等**からの墜落・転落災害の防止を図る。
- なお、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントについては、元方事業場となる総合建設業を中心に建設店社に対し集団指導、個別指導を実施し、実施率を90%以上となるよう取り組む。





# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

#### ◆ 局署が行うこと (つづき)

- 局署においては、発生すると重篤な災害となる**車両系建設機械等**との接触防止、**移動式クレーン**の荷の落下及び転倒災害の防止、**土砂崩壊災害**防止対策のため、集団指導、パトロール等を実施する。
- 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の**復旧・復興工事**における労働災害防止対策の徹底のため、集団指導、パトロール等を実施する。



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項（北海道労働局版）

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 （**建設業**、小売業・社会福祉施設）

#### ◆ 局署が行うこと（つづき）

- 「**エイジフレンドリーガイドライン**」について従来は、集団指導で資料配付にとどまることが多かったため、14次防では事業者に対し、厚生労働省が作成する「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版を使って内容を説明するとともに、身体機能の低下によるリスクと作業管理、健康増進を指導する。また、局においては、北海道労働局公式SNS、ホームページ等に「エイジフレンドリーガイドライン」のポイントを定期的に投稿し、労働者等にも身体機能の変化がリスクにつながりうること、健康や体力の維持管理の周知啓発を行う。
- 「職場における**熱中症**予防基本対策要綱」「**振動障害**総合対策要綱」の周知、指導等の健康障害防止対策の推進を図る。



---

# 労働災害発生状況について

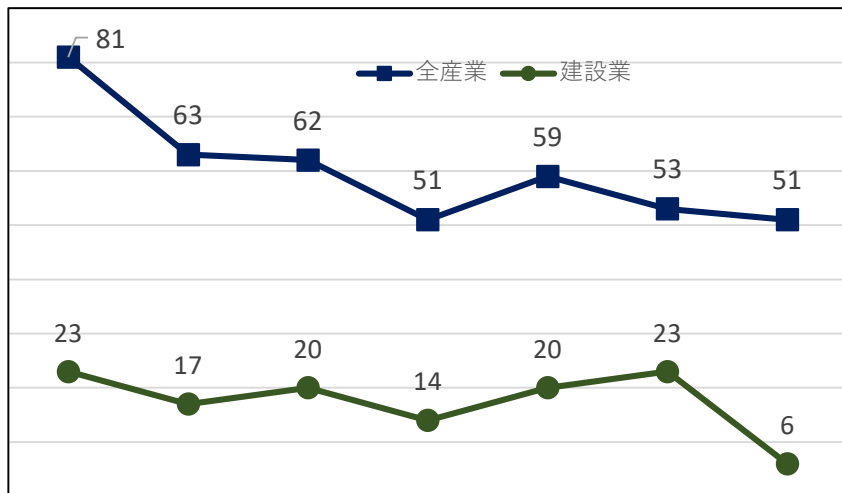


# 労働災害発生状況について

## ■ 北海道内における労働災害発生状況について

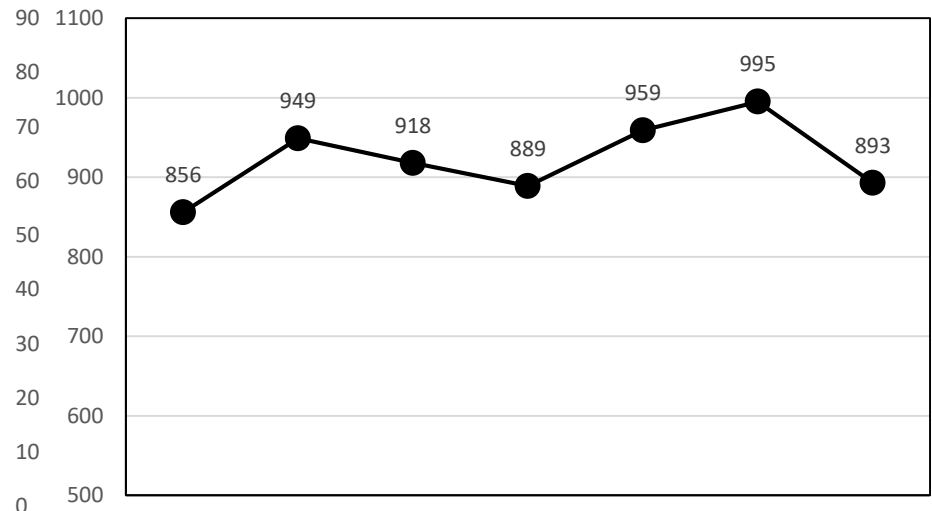
- ・北海道内の労働災害における死亡者数は減少傾向を示している。
- ・建設業では、令和5年に大きく減少しているものの、令和4年以前までは毎年増減を繰り返している。
- ・死傷災害について、14次防の目標である令和4年よりは減少している。

死亡者数



平成29年 平成30年 令和1年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

死傷災害（建設業）



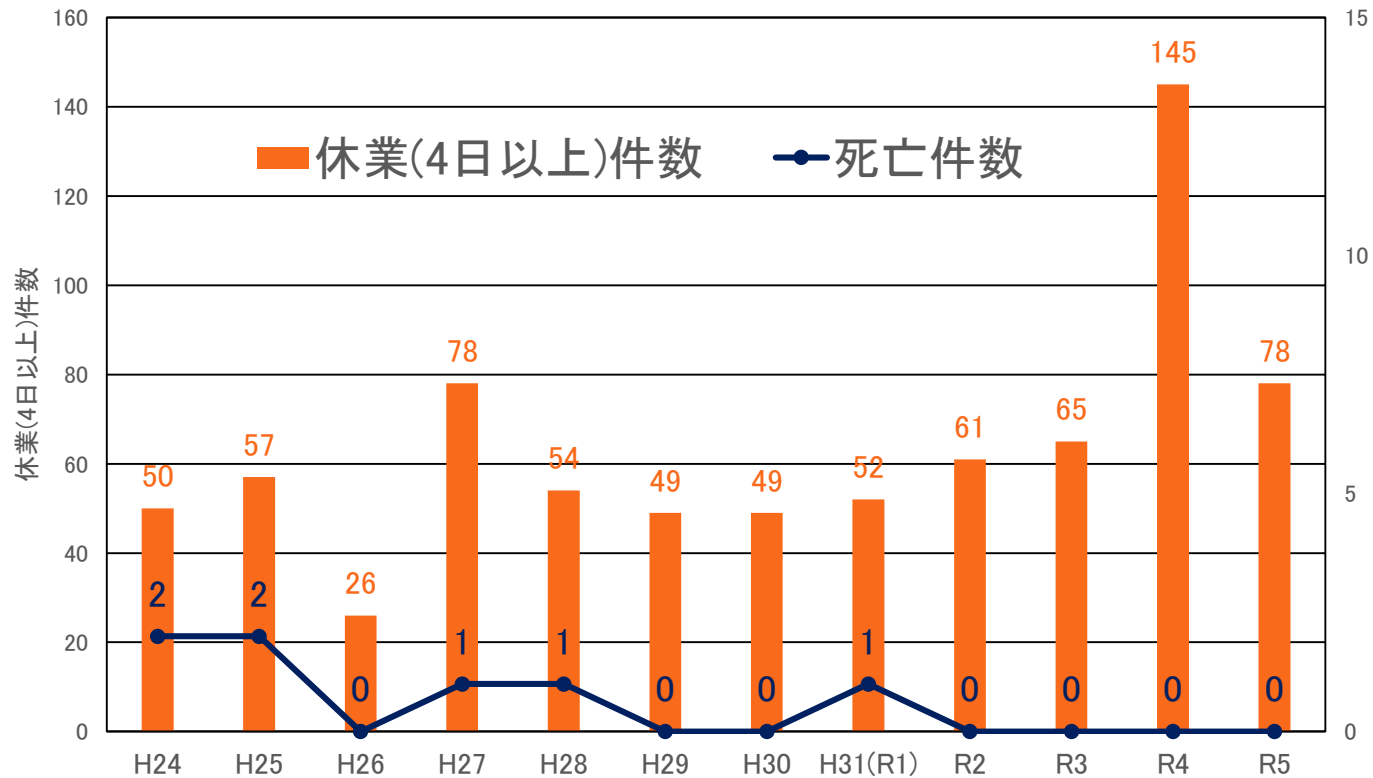
平成29年 平成30年 令和1年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年



# 労働災害発生状況について

## ■ 留萌監督署管内における労働災害発生状況について

全産業の労働災害発生件数の推移





# 労働災害発生状況について

## ■ 業務別労働災害発生状況

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定値)

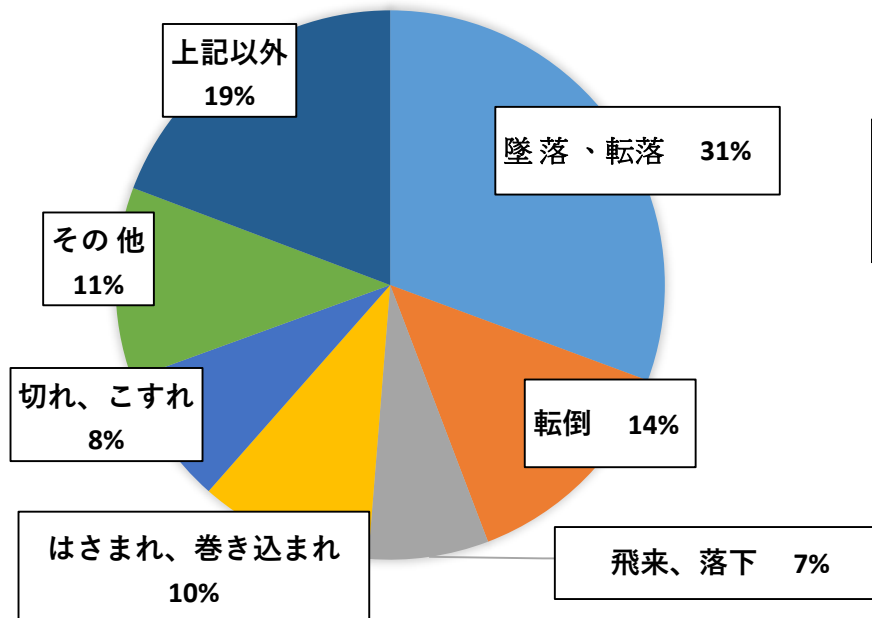
業種別		区分	令和5年確定値			令和4年確定値			対前年		業種割合(%)
			死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
留萌労働基準監督署	全産業計		78	78		145	145	-67	-46.2%	100.0	
	製造業		11	11		26	26	-15	-57.7%	14.1	
	建設業		9	9		11	11	-2	-18.2%	11.5	
	林業		0	0		2	2	-2	-100%	0	
北海道労働局	全産業計		51	9004	9055	53	16419	16472	-7417	-45.0%	100.0
	製造業		4	1141	1145	5	1343	1348	-203	15.1%	12.6
	建設業		6	893	899	23	995	1018	-119	-11.7%	9.9
	林業		4	64	68	1	80	81	-13	-16.0%	0.8



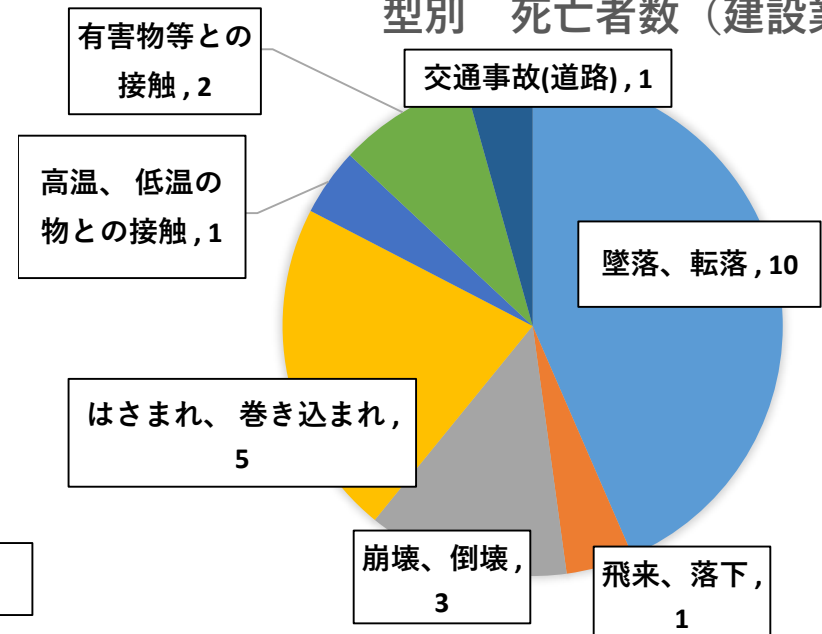
# 労働災害発生状況について

## ■ 北海道内の建設業における労働災害の内訳について (令和4年1月～令和4年12月)

型別の死傷者数（建設業）



型別 死亡者数（建設業）





---

# 労働災害防止対策について





## 労働災害防止対策について

### ➤ 墜落・転落災害

- ✓ 近年、墜落・転落災害が、足場からではなく、脚立やはしごから発生する事例も増加しています。
- ✓ 労働者が転落する事例や、固定していない脚立やはしごごと転倒し、負傷する災害も多いです。
- ✓ 足場等は、墜落防止措置として、手すりや中さん、幅木等の使用が周知されてきていますが、脚立やはしごは盲点になりがちです。
- ✓ 全国的にヘルメットの未着用や適切に使用していないことが原因で死亡事故も発生しています。  
→2m以下でも高所作業ではヘルメットの着用やあごひもを確実に締めて使用することが大切です。



# 労働災害防止対策について

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を占めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務付けており、それに関する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む額で締結することが必要です。

### ●労働災害防止対策の実行者及び経費負担者の明確化の流れ

#### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実行者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにならなければなりません。

#### (2) 下請負人による労働災害防止対策に関する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に関する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

#### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意見を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に関する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

#### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実行者及びそれに係る経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に関する経費については、他の経費と切り離したものを示し、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



<https://www.mhlw.go.jp/toshu/judousha/jensetsuso/const/anzensei.html>

【問合せ先】

（足場からの墜落防止措置）お近くの労働部又は労働基準監督署にお問い合わせください。

●労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/it/aisaku/haishi/bunryu/kyouei\\_jo\\_saku/taokaki/ken/kenlist.html](https://www.mhlw.go.jp/it/aisaku/haishi/bunryu/kyouei_jo_saku/taokaki/ken/kenlist.html)

労働部 所在地内 検索



（安全衛生経費について）国土交通省・不動産・建設経済部 建設市場整備課 専門工事業・建設関連産業振興室  
電話番号：03（5253）8111（内線24813/24816）

## 足場からの墜落防止措置が 強化されます

### ●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

### 改正のあらまし

- 1 一割足場の使用範囲が明確化されます  
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります  
事業者及び注文書が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名する必要があります。
- 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります  
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。





# 労働災害防止対策について

## 1 一側足場の使用範囲が明確化されます 労働安全衛生法第22条の2（第四）

R6.4.1  
施行

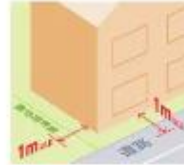
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

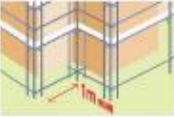


※足場を設ける作業において、当該足場を使用する建築物等の位置を基準とした時の欄干等の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため撤去した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかるとした場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文書、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、適切な本設置することが困難なとき 
- 建築物の外壁の形状が複雑で、1メートル未満の間に隅角を形成する必要があるとき 
- 壁等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に滑りやすい材料、柱凸等があり、建物を二本設置することが困難なとき 
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の接触部との間隔が広くなり、墮落・転倒災害のリスクが高まること 

※足場の使用に当たっては建築物等と足場の接触部との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の倒壊や崩壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。図中の黒くするなどの強調は省略して図示しています。

## 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります 労働安全衛生法第207条、第208条、第209条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面にて伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達」「あらかじめ点検者の指名額を決めてその順番を任選」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成担当者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3 足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります 労働安全衛生法第207条、第209条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



# 労働災害防止対策について

## はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

### 作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

## 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

### 作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

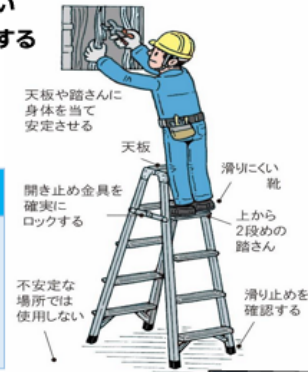
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する (3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)



## 労働災害防止対策について

### ➤ 適切な器具、保護具等の使用

- ✓ 墜落静止用器具、防じんマスク、呼吸用保護具、車両系建設機械等、法律で構造規格が定められた機械等や国家検定を受けた製品等があります。
- ✓ この構造規格を満たした機械や国家検定を受けた製品はその旨が表示してあります。
- ✓ 構造規格を満たしていない、国家検定合格の表示が製品等では、安全基準を満たしておらず、安全性が担保されたものではありません。
- ✓ 使用している機械器具等が適正な規格基準で製造されたものか確認したうえで、使用及び使用させてください。



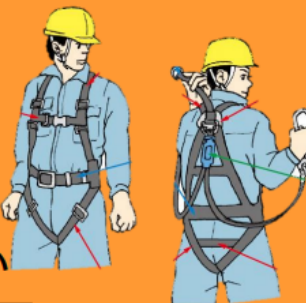
# 労働災害防止対策について

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは

## 墜落制止用器具

をご使用ください



### 主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	
フルハーネス型（一本つり）	→	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に



※ただし、高さが6.75m以下の場合には「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

1. 高さが2m以上の箇所
2. 作業床を設けることが困難なところ
3. フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

## 「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

### 墜落制止用器具 本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型  
製造者名：〇〇社  
製造年月：20〇〇年〇月

### ショックアブ ソーバ

種別：第一種又は第二種  
最大自由落下距離：〇.〇m  
使用可能な重量：〇〇kg  
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、  
必要な性能を有していないおそれがあり、  
**法令違反**となります。  
販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！





## 労働災害防止対策について

### ➤ 重機等災害

移動式クレーンや車両系建設機械、車両系荷役機械などを起因とする労働災害は、重篤な災害につながりやすいです。

事前のリスク管理や対策、現場作業員に対する教育が非常に重要となります。

#### 災害事例)

- ・移動式クレーンで荷を吊り中又は旋回中、クレーンが転倒し、作業員が巻き込まれた。
- ・バックホウのアームを旋回中、旋回範囲にいた作業員と接触した。
- ・車両系機械を運転中、後方にいた作業員に気づかず後退させ、作業員と接触した。
- ・フォークリフトで誤った方法で荷を積んだ結果、バランスを崩し転倒し、作業員が巻き込まれた。
- ・荷を誤った方法で吊った結果、荷が落下等し、作業員と接触した。



# 労働災害防止対策について

## ➤ 重機等災害

### 発生原因

- ✓ 重機等の転倒災害(一例)
  - ・移動式クレーン等のアウトリガーを十分に展開していなかった。
  - ・地盤の強度が十分でなかった。
    - 鉄板等を敷くなどの措置を講じていなかった。
    - 使用していた敷板の強度が不十分であった。
  - ・吊り荷が過荷重となっていた。
    - 移動式クレーン等の安全装置を切断していたため機能していなかった。
  - ・本来想定していない方法で作業した。
    - クレーン機能のないバックホーで荷を吊った。
    - フォークリフトで荷を運搬した際、荷をフォークに引っ掛けた。
  
- ✓ 重機等の接触災害(一例)
  - ・作業範囲に労働者を立ち入らせた。
    - 機械の作業及び運航範囲が区分けされていなかった。
      - 矢印当該範囲に労働者を立ち入らせないための措置が講じられていなかった。
    - 作業員と運転手と意思疎通ができていなかった。
    - 作業員が当該範囲について認識していなかった。





# 労働災害防止対策について

## ➤ 重機等災害

### 災害防止対策(一例)

- ・性能以上の作業を行わせない。
- ・安全装置を適正に作動させる。
- ・当日の作業に合致した重機の作業計画を作成する。
- ・機械の作業範囲に作業員を立ち入らせない措置を講じる。
- ・作業範囲に作業員を立ち入らせる場合は誘導員を配置する。

事前に機械の性能を十分に把握したうえで、作業計画等を策定し、作業内容、作業範囲、運行経路等を明確にし、関係労働者に周知、教育することが必要となります。

特に、移動式クレーンや、クレーン機能付きバックホーをクレーンとして使用することが想定される場合は、使用する場所の地盤等の調査をしっかりと行い、十分な強度を有しているか確認する必要があります。

**機械の転倒災害や接触災害は、事前に必要な措置や教育を行っていれば回避できた事案も多いです。**



# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

---

## ➤ 一人親方、交通誘導員等の安全衛生対策

- ✓ 令和5年から労働安全衛生規則等が改正され、作業を請け負わせる一人親方、同じ場所で作業を行う労働者以外の人（資材搬入者、警備員等）等に対しても、労働者と同等の安全対策、措置義務等を講じる必要があります。

## ➤ 熱中症対策

- ✓ 毎年、5月から9月は「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」として、熱中症予防対策等の取り組み期間としています。



# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

## ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸欠欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護員を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護員を使用する必要がある旨を周知すること

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護員を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護員を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならない。

### 配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

### 周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。  
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
  - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
  - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
  - ④ 口頭で伝える

### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。



---

## 死亡災害事例等



## 死亡災害事例等

令和5年 北海道の建設業死亡災害事例  
土木工事業 重機災害

### 【発生時間帯】

10月 14時台

### 【発生状況】

地固め用ローラーを方向転換のため更新させていたところ、路肩から約4メートル落下したものの

### 【想定される原因】

路肩や傾斜地等から機械が転落等する危険がある場所で誘導員等を配置し、誘導させなかったこと。



## 死亡災害事例等

令和4年 北海道の建設業死亡災害事例  
その他の工事業 重機災害

### 【発生時間帯】

1月 7時台

### 【発生状況】

ダンプトラックのあおりに鉄製の仮付けした側板をドラグ・ショベルのバケットで押す作業を複数回行っていたところ、荷台上の鳥居の位置にいた被災者にバケットが接触し、そのまま押されて、被災者がバケットと鳥居の間に挟まれ被災したものの。

### 【想定される原因】

ドラグショベルの作業半径内に労働者を立ち入らせていたこと。

### 【想定される再発防止対策】

- 作業計画等により、オペレーターと手元作業者の連携を徹底すること。
- 接触防止のため監視者を配置すること。（そもそも立ち入らせない）<sup>29</sup>



## 死亡災害事例等

### 令和4年建設業死亡災害事例 土木工事業 重機災害

#### 【発生時間帯】

4月 21時台

#### 【発生状況】

夜間、切羽面の水抜きボーリング作業が終了したため、ずり出し作業を行うこととなった。ずり出し作業を行うため、斜路に停車していた車両積載形トラッククレーンを動かさなければ、ずり出し作業が行えないため、車両積載形トラッククレーンの運転者が作業の邪魔とならない後方に真っすぐ後退させていた際、被災者を轢いたもの。

#### 【想定される原因】

構内を後方に歩いている被災者がいるとは思わず、車両積載形トラッククレーンの運転者が後方確認不足のまま後退したことによる轢死。



## 死亡災害事例等

令和5年 北海道の建設業死亡災害事例  
建築工事業 墜落・転落災害

### 【発生時間帯】

6月 16時台

### 【発生状況】

屋根板金のふき替え作業中、勾配のある屋根上で軒側に背を向けて後ずさりしていたところ、約8メートル下の地面に墜落したものの。

### 【想定される原因】

屋根の周囲を足場等で囲う、墜落静止用器具を使用する等の墜落防止措置を講じていなかったこと。





## 令和4年建設業死亡災害事例 建築工事業 墜落・転落災害

【発生時間帯】  
5月 8時台

【発生状況】

午前8時5分頃、**屋上防水の補修工事**のため、被災者（職長）含め3名で屋上へ上がった。

午前8時10分頃、被災者以外の2名が作業準備をしていたところ、現場の確認作業中の**被災者が屋根からアスファルトの地面へ墜落**して死亡したものの。

【想定される原因】

被災者は**墜落制止用器具**を着用していたが、**墜落制止用器具を使用する設備が設けられていなかった**。被災者は作業前に見回りしていたものと推定される。



令和4年 北海道の建設業死亡災害事例  
建築工事業 崩壊・倒壊災害

【発生時間帯】

1月 13時台

【発生状況】

市立小学校の改築工事現場において、冬期養生上屋の仮設屋根（縦約4.5m、横約7.0m、高さ約5m）の一部が崩落し、現場内で作業を行っていた作業員約20名のうち、崩落箇所のところまで作業を行っていた被災者が下敷きとなった。

災害発生当時、仮設屋根上には約50cmの積雪があり、約30m四方に渡り仮設屋根が崩落したものの。

【想定される原因】

仮設屋根上には約50cmの積雪があったことから仮設屋根がその重みに耐えられなくなり崩落したのが一因と推定される。（詳細は現在調査中）



## 最後に

留萌労働基準監督署管轄内では、令和5年4月28日に**死亡労働災害ゼロ1500日**を達成しました！！

全業種死亡労働災害ゼロ**2000日達成**を目指して！！

**令和6年も**死亡災害ゼロを達成しましょう！！



**ご安全に！**